

# 仕 様 書

## 1 機械概要

- (1) 機械名：料金所連絡車 3台
- (2) 納入場所：宮城郡松島町根廻字桐田16
- (3) 適用

この仕様書は、令和7年度に購入する料金所連絡車に適用するものである。ここに示されていない事項については、東日本高速道路株式会社維持補修用機械共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）及び東日本高速道路株式会社維持補修用機械等標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に定めるところによるものとする。

## 2 構造及び性能

### (1) 車体構造等

#### ① 運転室構造

全鋼製密閉型で、ステーションワゴンタイプ、4ドア以上右ハンドル(パワーステアリング付)とし、一般的な整備性を有する構造とする。

#### ② 車輪配列

前2、後2

#### ③ タイヤ

ホイール付きスタッドレスタイヤ（装着しないホイール付きラジアルタイヤは、納車時と同時に納品すること）

#### ④ 全長

4,700mm以下

#### ⑤ 全幅

1,800mm以下

#### ⑥ 全高

1,700mm以下

### (2) 動力性能

#### ① エンジン型式

ガソリンエンジン（ハイブリッドモデル）

#### ② 最小回転半径

6.0m以下(最外側輪中心)

#### ③ 最高速度

100km/h以上

#### ④ 排気量

1,800ccクラス以上

#### ⑤ 駆動方式

2輪駆動 ※前輪を駆動すること

#### ⑥ 動力伝達装置

電気式CVT

### (3) 制動性能

#### ○ 主制動機構

ABS装置装備

### (4) 安全性能

#### ○ 安全機構

SRSエアバッグ装置装備(運転席・助手席)  
衝突安全ボディ構造

### (5) 搭載性能

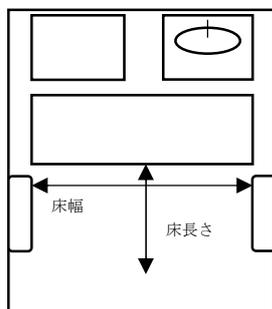
#### ① 乗車定員

4人以上

#### ② 搭載容量

搭載部の寸法

W900mm以上×L900mm×H700mm(最深部)以上



- 【寸法の定義】
- ・床幅はホイールハウスの内側間とすること。ホイールハウスの突出がない場合は、フロア端間とすること。
  - ・床長さ方向は、セカンドシート後部の搭載スペース床面端からとすること。
  - ・セカンドシートポジションに前後スライド機構のあるものは、最大搭載スペースを確保すること。

(6) 環境保護性能

排出ガス規制レベル：国土交通省認定「平成30年低排出ガス基準+75%」達成すること。

(7) 予防安全装備

衝突被害軽減ブレーキ他、サポカーSワイド以上であること。

3 付属装置及び付属品

新規装備品の電源は、イグニションスイッチ連動とすること。

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ①オルタネータ・バッテリー                    | アイドリング時において、散光式警光灯(DC 12V・8A)を点灯させるだけの電力を確保すること。                |
| ②散光式警光灯                          | LED式1灯(公機仕100タイプBL1)赤黄色<br>※③拡声装置に対応するスピーカを内蔵すること。              |
| ③拡声装置                            | 1式<br>イ アンプ部 車載専用型50W以上<br>ロ 電子サイレン(アンプ部内蔵)機能<br>ハ トークスイッチロック機能 |
| ④LED補助前照灯(霧灯)                    | 1式  |
| ⑤リアワイパー                          | 1式  |
| ⑥リア熱線入りガラス                       | 1式  |
| ⑦床マット(前後部)                       | 1組  |
| ⑧ラゲージマット                         | 1式  |
| ⑨後退ブザー                           | 1式  |
| ⑩エアコンディショナー                      | 1式  |
| ⑪スペアタイヤ(ホイール含)<br>※パンク修理キット可     | 1本  |
| ⑫スタッドレスタイヤ(ホイール付)<br>※装着して納車すること | 4本  |
| ⑬ラジオ(AM, FM)                     | 1台  |
| ⑭ETC車載器(セットアップ含む)                | 1台  |
| ⑮ドライブレコーダー(前方・後方)                | 1式  |
| ⑯時計                              | 1個  |

4 塗装

(1) 車体本体

下記により調色し、塗装する。

ボディ外面

○全体・黄色

(一般社団法人日本塗料工業会番号U22-80X・マンセル値2.5Y8/14相当)

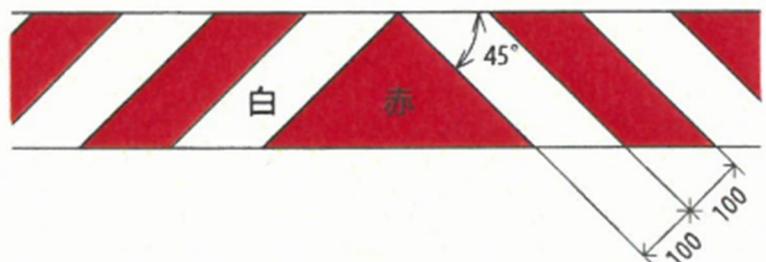
○窓下部の高さの位置に幅15cmの白帯を全体にわたって水平に入れる。

○車両側面及び後面右側の白帯内に「宮城県道路公社」と明示する。字体は丸ゴシックで、色は黒色とする。

バンパー

○下図に示す赤色の縞を入れるものとする。また、後部バンパーの赤色部については非反射材とする。縞模様の基準点は、バンパーの中心下部とする。

(単位：mm)



(2) 防錆塗装

防錆塗装の基準については、共通仕様書 3-2-2 に準拠するものとする。

なお、塗装部分は次を標準とする。

下回り全面、フロントフェンダー内面、ドア内面、ロッカーパネル内面、ボンネットリップ、トランクリッドリップ、リアコーナーパネル内面、フロントリアガラスモール部

5 その他

(1) 関係機関への手続き

受注者は、改造申請、基準緩和及び緊急自動車指定申請及び道路維持作業用自動車指定申請にあたっては、法令等の定め及び発注者の指示に従って関係機関と協議し、必要な手続き及び申請書類の作成を行い申請するものとする。

なお、これらに要する費用は、受注者において負担するものとする。

(2) 必要書類の請求

受注者は前記(1)で必要となる次の書類を公社へ請求するものとする。

- ①公社の全部事項証明書
- ②公社の印鑑証明書
- ③その他必要書類

(3) 自動車登録及び車両検査

購入機械の自動車登録及び車両検査は、受注者が行う。

なお、これに使用する名称は、下表によるものとする。

表 使用する名称

① 1台目

所有者	宮城県道路公社
所有者住所	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20
使用者	所有者に同じ
使用者の住所	宮城県宮城郡利府町春日字山岸13-1

② 2台目

所有者	宮城県道路公社
所有者住所	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20
使用者	所有者に同じ
使用者の住所	宮城県宮城郡松島町字山下19-13

③ 3台目

所有者	宮城県道路公社
所有者住所	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20
使用者	所有者に同じ
使用者の住所	宮城県東松島市川下字内響132-26

(4) 税金、保険料及びリサイクル料

環境性能割、自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の保険料及び自動車リサイクル料は、公社が別に負担するので新規登録日の14日前までに公社担当あて内容を連絡すること。

(5) 保証

保証期間は、引渡しを受けてから3年、又は保証走行距離の6万km（エンジン、ステアリング及び乗員保護装置等、車両の走行・安全に関わる重要部品は、引渡しを受けてから5年、又は10万km）とし、この期間内又は走行距離内において、受注者の設計又は製作上の責めに帰すべき故障については、受注者が無償で修理又は交換するものとする。また、本装置の保守管理に必要な部品供給期間は製造中止告知後、中止してから5年間以上とする。

なお、上記期間を経過した後でも、受注者の責任と認められる欠陥等においては、双方協議のうえ受注者の負担において修理または整備をさせることがある。

(6) 運搬輸送

納入場所までは、受注者の責任において輸送するものとし、その間に破損、故障等が発生した場合には、受注者において確実に復旧するものとする。

(7) 製造期日等の指定

納入機械は、契約締結後に製造されたもので、新品でなければならない。

(8) 完成写真

受注者は、機械の納入の際に機械のカラー写真を公社に2部提出しなければならない。この場合における写真の大きさはサービサイズ（約12cm×8cm）とし、台紙（A4版サイズ）に購入名、納入年月日、納入場所を記載して整理し提出するものとする。

(9) 取扱説明等

受注者は、機械の納入にあたり、次の書類に該当する場合はパイプファイルに綴じ、3部提出するものとする。

- ① 取扱説明書（車両及び架装機器）
- ② 点検整備要領書（車両及び架装機器）
- ③ 全体組立図、各部詳細図
- ④ 機械仕様書、機械諸元表
- ⑤ 使用機械一覧表（試験成績書含む）
- ⑥ 検査成績書（中間検査、工場検査）
- ⑦ 改造申請、基準緩和申請の控え
- ⑧ 部品型録、部品定価表（設計図書で指定した場合）

(10) 関係法令及び規格

受注者が、機械を設計、製作、納入するにあたって、遵守すべき主たる法令及び規格は次のとおりである。

- ① 道路交通法（昭和 35 年 法律第 105 号）
- ② 道路運送車両法（昭和 26 年 法律第 185 号）
- ③ 日本工業規格（JIS）
- ④ 日本電気工業会標準規格（JEM）
- ⑤ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑥ 日本塗料工業会標準規格
- ⑦ その他関係法令及び規格

6 納車期限 令和 8 年 3 月 2 7 日

7 公社物品出納員検査及び代金の支払

代金の支払は、当該検査に合格し、車両の引渡しを受けた後、請求書を受理した日から 30 日以内とする。

以上